

令和7年度

第1回さいたま市入札監視・苦情検討委員会

会 議 次 第

日 時：令和7年8月28日（木）

午前9時45分

場 所：ときわ会館5階 小ホール

【委 員 会】

- 1 開 会
- 2 委 員 長 選 出
- 3 委員長あいさつ
- 4 事務局の紹介
- 5 財政局長あいさつ
- 6 議 事

(1)報告事項

報告第1号 さいたま市入札監視・苦情検討事務処理要領の一部改正について

..... 資料1 1～37頁

報告第2号 建設工事の発注標準について

..... 資料2 38～39頁

報告第3号 工事請負契約に関する入札及び契約状況について

..... 資料3 40～42頁

報告第4号 入札参加停止状況について

..... 資料4 43～44頁

(2)議 案

議案第1号 工事請負契約に係る審議（一般競争入札）

..... 資料5 45～54頁

議案第2号 工事請負契約に係る審議（総合評価方式）

..... 資料6 55～56頁

※発注期間：令和7年1月から令和7年6月まで

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

さいたま市入札監視・苦情検討事務処理要領の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2章 入札監視・苦情検討委員会 （定例会議の内容） 第4条 [略] 2 [略] (1) 入札及び契約方法別発注工事総括表（様式第1号） 原則として定例会議開催の日の前日から概ね6か月以内に発注した建設工事について入札及び契約の方法別の発注工事数等を記載したもの。なお、予定価格が<u>400万円</u>を超えないものについては、報告の対象から除外するものとする。 [略] 第3章 苦情処理 （苦情の対象） 第5条 市長は、次の各号に掲げる本市が発注した建設工事（ただし、予定価格が<u>400万円</u>を超えないものを除く。）に係る入札及び契約の過程に関する苦情並びに建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置に関する苦情を適切に処理するものとする。 [略] 附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和7年7月1日から施行する。	第2章 入札監視・苦情検討委員会 （定例会議の内容） 第4条 [略] 2 [略] (1) 入札及び契約方法別発注工事総括表（様式第1号） 原則として定例会議開催の日の前日から概ね6か月以内に発注した建設工事について入札及び契約の方法別の発注工事数等を記載したもの。なお、予定価格が<u>250万円</u>を超えないものについては、報告の対象から除外するものとする。 [略] 第3章 苦情処理 （苦情の対象） 第5条 市長は、次の各号に掲げる本市が発注した建設工事（ただし、予定価格が<u>250万円</u>を超えないものを除く。）に係る入札及び契約の過程に関する苦情並びに建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置に関する苦情を適切に処理するものとする。 [略] 附 則 <u>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</u>

さいたま市入札監視・苦情検討事務処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の入札及び契約手続における公平性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、さいたま市入札監視・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）の運営並びに本市の入札及び契約の適正化・苦情検討に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 入札監視・苦情検討委員会

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は次のとおりとする。

- (1) 本市が行う調達のうち、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の対象となる調達に係る供給者の苦情について、公平かつ独立した立場からの検討等を行うこと。
- (2) 本市が発注した工事請負契約に関する入札及び契約手続の運用状況及び入札及び契約制度の改善状況等についての報告を受けること。
- (3) 本市が発注した工事請負契約のうち委員会が別に定める方法により抽出した公共工事に関し、一般競争入札参加資格の設定の理由、指名競争入札等に係る指名の理由等について審議を行うこと。
- (4) 前2号の事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うこと。
- (5) 本市が発注した工事請負契約に関し、一般競争入札参加資格の無資格理由及び指名競争入札又は随意契約における入札及び契約手続に係る再苦情について、公平かつ独立した立場からの検討等を行うこと。
- (6) 建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置に係る再苦情について、公平かつ独立した立場からの検討等を行うこと。
- (7) その他必要な事項についての調査および意見具申または報告すること。

(会議の開催)

第3条 委員会は、前条第2号から第4号及び第7号に掲げる事務を遂行するための会議（以下「定例会議」という。）を原則として年2回以上開催するものとする。

2 委員会は、必要と認めるときは、定例会議と前条第1号、第5号及び第6号に掲げる事務を遂行するための会議は、同時に開催することができる。

(定例会議の内容)

第4条 定例会議においては、本市が発注した工事請負契約のうち、次に掲げる入札及び契約方法の区分ごとに、各々委員会が抽出したのものに関し、当該各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 一般競争入札 入札参加資格設定の理由、無資格理由その他必要な事項
 - (2) 指名競争入札 指名業者の選定理由その他必要な事項
 - (3) 随意契約 契約の相手方の選定理由
 - (4) 総合評価方式 入札参加資格の設定理由、評価項目、評価内容及び評価基準その他必要な事項
- 2 前項の審議においては、次の各号に掲げる書類等により報告を受けることにより審議するものとする。
- (1) 入札及び契約方法別発注工事総括表（様式第1号）
原則として定例会議開催の日の前日から概ね6か月以内に発注した建設工事について入札及び契約の方法別の発注工事数等を記載したもの。なお、予定価格が400万円を超えないものについては、報告の対象から除外するものとする。
 - (2) 入札及び契約過程
入札及び契約方法別発注工事総括表に基づく発注した建設工事の一覧表として、さいたま市建設工事等に伴う契約情報公表要綱（平成13年さいたま市制定）第4条第2項で規定する入札及び契約過程を活用する。
 - (3) 抽出事案説明書（様式第2号）
入札及び契約過程の中から、入札及び契約の方法別に、委員が事前に無作為の方法により抽出した事案に係る説明に要する書類として、入札及び契約方法ごとに記載するもの。なお、当該事案の説明については、財政局契約管理部契約課、水道局業務部管財課又は関係する職員が行うものとし、定例会議における審議の対象となる事案の抽出方法については、別に委員会で定めておくこととする。
 - (4) 入札参加停止の運用状況一覧表（様式第3号）
原則として定例会議の開催の日の前日から概ね6か月以内に、本市が新たに行った入札参加停止措置について、その者の名称、入札参加停止期間及び入札参加停止理由等を記載したもの。
- 3 委員会は、入札及び契約制度の改善状況等の報告を、建設工事に係る入札及び契約制度改善の施策を実施した場合等に、必要に応じて受けるものとする。
- 4 委員会は、前2項の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 5 市長は、委員会から前項による意見の具申又は勧告を受けた点の検討状況等について委員会に報告するものとする。

第3章 苦情処理

（苦情の対象）

第5条 市長は、次の各号に掲げる本市が発注した建設工事（ただし、予定価格が400万円を超えないものを除く。）に係る入札及び契約の過程に関する苦情並びに建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置に関する苦情を適切に処理するものとする。

- (1) 一般競争入札による建設工事
- (2) 指名競争入札による建設工事
- (3) 随意契約による建設工事

(4) 総合評価方式による建設工事

- 2 協定等の対象となる調達に関する苦情申立てがあった場合は、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成15年7月1日付け市長決定）」及び「政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成15年7月1日付け市制定）」により処理するものとする。

3 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般競争入札による建設工事の場合

一般競争入札の参加申請を行った者のうち、競争入札参加資格の確認の結果、当該競争入札参加資格を認められなかったことに対して不服のある者は、市長に対して無資格理由についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札による建設工事の場合

当該入札と同一の工事業種に登録のある有資格者のうち、当該指名競争入札に参加できるものとして指名されなかったことに対して不服のある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約による建設工事の場合

当該契約と同一の工事業種に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者で、本市の登録のある有資格者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服のある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(4) 総合評価方式による建設工事の場合

総合評価方式による入札において、技術資料を提出したもののうち、落札者とならなかったことに対して不服のある者は、市長に対して落札者としなかった理由についての説明を求めることができる。

(5) 建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置の場合

建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置を受けた者のうち、当該措置に対して不服のある者は、市長に対して当該措置の理由についての説明を求めることができる。

（一次苦情申立て）

第6条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第4号）により、市長に対して行うことができる。

- (1) 一般競争入札による建設工事に係る苦情にあつては、入札参加資格を認めない旨の通知を受け取った日の翌日から起算して5日（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）を含まない。）以内。

- (2) 指名競争入札による建設工事に係る苦情にあつては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（市の休日を含まない。）以内。

- (3) 随意契約による建設工事に係る苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（市の休日を含まない。）以内。

- (4) 総合評価方式による建設工事に係る苦情にあつては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して10日（市の休日を含まない。）以内。

- (5) 建設工事等に係る入札参加停止の措置にあつては、当該入札参加停止の期間内。

- (6) 建設工事等に係る警告の措置にあつては、当該措置の日の翌日から起算して10日（市の休日

を含まない。) 以内。

- 2 前項の苦情申立てがあった場合は、市長は苦情申立てをできる最終日の翌日から起算して5日(市の休日を含まない。)以内に苦情申立回答書(様式第5号。以下「回答書」という。)により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。
- 3 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。なお、市長が却下の決定を行った場合は、次回の委員会に報告することとする。
- 4 一般競争入札、指名競争入札、随意契約及び総合評価方式による建設工事並びに建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置にあっては、掲示すること等により苦情申立てができる旨を教示することとする。

(再苦情申立て)

第7条 前条第2項の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、回答書を受け取った日から7日(市の休日を含まない。)以内に、市長に対して再苦情申立書(様式第6号)により、再苦情の申立てを行うことができる。

- 2 市長は、再苦情の申立てがあった場合は、速やかに委員会に審議を依頼するものとする。
- 3 委員会は、再苦情の申立てが、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。
 - (1) 申立者が、第1項に定める申立要件に該当する者でないこと。
 - (2) 申立期間が途過していること。
 - (3) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと。
 - (4) 前号に掲げるもののほか、客観的かつ明白に申立ての適格を欠いていること。
- 4 市長は、委員会の却下の決定を受けた場合は、その日から7日以内(市の休日を含まない。)に申立者に再苦情却下通知書(様式第7号)によりその旨を通知しなければならない。

(再苦情処理会議)

第8条 委員会は、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、必要に応じて再苦情処理会議を開催し、申立者及び市長等から書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。

- 2 委員会は、再苦情処理に係る審議を終了したときは、意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日(市の休日を含む。)以内に市長に報告を行うこととする。

(再苦情審議結果の通知)

第9条 市長は、再苦情申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、前項の報告を受けた日の翌日から起算して7日(市の休日は含まない。)以内に、その結果を再苦情審議結果通知書(様式第8号)により回答するものとする。

- 2 市長は、再苦情の申立てが認められなかったときは、次に掲げる事項を再苦情申立者に対し、明らかにするものとする。
 - (1) 再苦情の申立てが認められないこと。
 - (2) 再苦情の申立てに根拠が認められないと判断した理由。
- 3 市長は、再苦情の申立てが認められたときは、次に掲げる事項を再苦情申立者に対し、明らかに

するものとする。

(1) 委員会の意見を尊重し、再苦情の申立てを認めたこと。

(2) 市長が講じようとする措置の概要。

4 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げないものとする。

5 第6条第2項の回答書に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

第4章 補 則

(定例会議結果等の公表)

第10条 市長は、次の各号に掲げる事項について速やかに閲覧により公表するものとする。

(1) 定例会議結果 委員会が意見の具申又は勧告を行った場合は、その具申書又は勧告書

(2) 苦情処理結果 苦情申立者に回答を行った場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答書

(3) 再苦情処理結果 再苦情申立ての却下の通知を行った場合は、再苦情申立書と再苦情却下通知書並びに委員会の審議の結果を踏まえた再苦情審議結果通知書の通知を行った場合は、再苦情申立書、再苦情審議結果通知書及び意見書

(4) 議事概要 定例会議及び再苦情処理に係る委員会の議事概要

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日前に入札または随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

入札及び契約方法別発注工事総括表

年 月 日 ～ 年 月 日

入札及び契約方法	件 数	比率	金 額	比率
	件	%	円	%
一般競争入札				
参加拡大				
指名競争入札				
随意契約				
総合評価方式				
合 計				

抽 出 事 案 説 明 書

入札及び契約 方 法	一 般 競 争 入 札		
工 事 名			
工 事 概 要			
入札参加資格			
入札参加資格 設定の理由			
入 札 参 加 申 請 者 数			
入 札 参 加 者 数		無 資 格 者 数	
入 札 参 加 無 資 格 理 由			
入 札 経 過 及 び 結 果			
備 考			

抽出事案説明書

入札及び契約 方 法	指 名 競 争 入 札
工 事 名	
工 事 概 要	
指 名 業 者 数	
指 名 業 者 設 定 の 理 由	
入 札 経 過 及 び 結 果	
備 考	

抽出事案説明書

入札及び契約 方 法	随 意 契 約
工 事 名	
工 事 概 要	
随 意 契 約 の 理 由	
契 約 業 者 名	
契 約 金 額	
備 考	

抽 出 事 案 説 明 書

入札及び契約 方 法	総 合 評 価 方 式		
工 事 名			
工 事 概 要			
入札参加資格 の 設 定 理 由			
入 札 参 加 申 請 者 数			
入 札 参 加 者 数		無 資 格 者 数	
入 札 参 加 無 資 格 理 由			
評価方法、評価項 目及び評価基準			
契 約 相 手 方			
評 価 値		技術評価点	
		価格評価点	
契 約 金 額			
入 札 経 過 及 び 結 果			
備 考			

様式第 3 号

入札参加停止運用状況一覧表

年	処 分 日	業 者 名	事 故 内 容	処 分 内 容	

様式第4号

苦情申立書 年 月 日 (あて先) さいたま市長 郵便番号 住所 (ふりがな) 申立者 商号又は名称 (ふりがな) 代表者 電話番号 FAX番号 (ふりがな) 担当者氏名 次のとおり苦情申立てをします。	
苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
苦 情 の 内 容	
苦情の内容の根拠 となる事項	(できるだけ具体的に記入し、内容がわかる資料等を添付してください)

※ 苦情申立ての受理の公示に係る苦情申立人氏名公表の可否 (可 ・ 否)
(公示については、匿名とすることができます。) ※必ず苦情申立人に確認

苦 情 申 立 回 答 書 年 月 日 (あて先) 郵便番号 住所 申立者 商号又は名称 代表者氏名 さいたま市長 印 年 月 日付けにて申し立てられた苦情について、次のとおり回答します。 なお、この回答書による説明に不服のある場合は、この回答書を受け取った日から 7 日以内に、再苦情申立書により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。	
苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
苦 情 の 内 容 及 び そ の 根 拠	
回 答 内 容	

再 苦 情 申 立 書 年 月 日 (あて先) さいたま市長 郵便番号 住所 (ふりがな) 申立者 商号又は名称 (ふりがな) 代表者 電話番号 FAX 番号 (ふりがな) 担当者氏名 次のとおり、再苦情の申立てをします。	
苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
苦 情 の 内 容	
苦情の内容の根拠 となる事項	(できるだけ具体的に記入し、内容がわかる資料等を添付してください)

※ 再苦情申立書の受理の公表に係る再苦情申立人氏名公表の可否 (可 ・ 否)
(公表については、匿名とすることができます。) ※必ず苦情申立人に確認

再 苦 情 却 下 通 知 書 年 月 日 (あて先) 郵便番号 住所 申立者 商号又は名称 代表者氏名 さいたま市長  年 月 日付けにて申立てのあった再苦情については、下記の理由により却下することに決定いたしましたので通知いたします。 記	
苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
却下とした理由	(1) 申立て要件に該当しない。 (2) 申立て期間の徒過 (3) 所定事項の書面申立てがされていない。 (4) その他

再 苦 情 審 議 結 果 通 知 書 年 月 日 (あて先) 郵便番号 住所 申立者 商号又は名称 代表者氏名 さいたま市長 印 年 月 日付けにて申立てのあった再苦情については、さいたま市入札監視・苦情検討委員会の審議の結果を踏まえ、下記のとおり回答します。 記	
苦情申立ての対象となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
審 議 結 果	(1) 申立ては認められない。 判断理由 (2) 申立てを認める。 今後講じようとする措置の概要

さいたま市入札監視・苦情検討事務処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の入札及び契約手続における公平性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、さいたま市入札監視・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）の運営並びに本市の入札及び契約の適正化・苦情検討に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 入札監視・苦情検討委員会

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は次のとおりとする。

- (1) 本市が行う調達のうち、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の対象となる調達に係る供給者の苦情について、公平かつ独立した立場からの検討等を行うこと。
- (2) 本市が発注した工事請負契約に関する入札及び契約手続の運用状況及び入札及び契約制度の改善状況等についての報告を受けること。
- (3) 本市が発注した工事請負契約のうち委員会が別に定める方法により抽出した公共工事に関し、一般競争入札参加資格の設定の理由、指名競争入札等に係る指名の理由等について審議を行うこと。
- (4) 前2号の事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うこと。
- (5) 本市が発注した工事請負契約に関し、一般競争入札参加資格の無資格理由及び指名競争入札又は随意契約における入札及び契約手続に係る再苦情について、公平かつ独立した立場からの検討等を行うこと。
- (6) 建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置に係る再苦情について、公平かつ独立した立場からの検討等を行うこと。
- (7) その他必要な事項についての調査および意見具申または報告すること。

(会議の開催)

第3条 委員会は、前条第2号から第4号及び第7号に掲げる事務を遂行するための会議（以下「定例会議」という。）を原則として年2回以上開催するものとする。

2 委員会は、必要と認めるときは、定例会議と前条第1号、第5号及び第6号に掲げる事務を遂行するための会議は、同時に開催することができる。

(定例会議の内容)

第4条 定例会議においては、本市が発注した工事請負契約のうち、次に掲げる入札及び契約方法の区分ごとに、各々委員会が抽出したものに関し、当該各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 一般競争入札 入札参加資格設定の理由、無資格理由その他必要な事項
 - (2) 指名競争入札 指名業者の選定理由その他必要な事項
 - (3) 随意契約 契約の相手方の選定理由
 - (4) 総合評価方式 入札参加資格の設定理由、評価項目、評価内容及び評価基準その他必要な事項
- 2 前項の審議においては、次の各号に掲げる書類等により報告を受けることにより審議するものとする。
- (1) 入札及び契約方法別発注工事総括表（様式第1号）
原則として定例会議開催の日の前日から概ね6か月以内に発注した建設工事について入札及び契約の方法別の発注工事数等を記載したもの。なお、予定価格が250万円を超えないものについては、報告の対象から除外するものとする。
 - (2) 入札及び契約過程
入札及び契約方法別発注工事総括表に基づく発注した建設工事の一覧表として、さいたま市建設工事等に伴う契約情報公表要綱（平成13年さいたま市制定）第4条第2項で規定する入札及び契約過程を活用する。
 - (3) 抽出事案説明書（様式第2号）
入札及び契約過程の中から、入札及び契約の方法別に、委員が事前に無作為の方法により抽出した事案に係る説明に要する書類として、入札及び契約方法ごとに記載するもの。なお、当該事案の説明については、財政局契約管理部契約課、水道局業務部管財課又は関係する職員が行うものとし、定例会議における審議の対象となる事案の抽出方法については、別に委員会で定めておくこととする。
 - (4) 入札参加停止の運用状況一覧表（様式第3号）
原則として定例会議の開催の日の前日から概ね6か月以内に、本市が新たに行った入札参加停止措置について、その者の名称、入札参加停止期間及び入札参加停止理由等を記載したもの。
- 3 委員会は、入札及び契約制度の改善状況等の報告を、建設工事に係る入札及び契約制度改善の施策を実施した場合等に、必要に応じて受けるものとする。
- 4 委員会は、前2項の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 5 市長は、委員会から前項による意見の具申又は勧告を受けた点の検討状況等について委員会に報告するものとする。

第3章 苦情処理

（苦情の対象）

第5条 市長は、次の各号に掲げる本市が発注した建設工事（ただし、予定価格が250万円を超えないものを除く。）に係る入札及び契約の過程に関する苦情並びに建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置に関する苦情を適切に処理するものとする。

- (1) 一般競争入札による建設工事
- (2) 指名競争入札による建設工事
- (3) 随意契約による建設工事

- (4) 総合評価方式による建設工事
- 2 協定等の対象となる調達に関する苦情申立てがあった場合は、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成15年7月1日付け市長決定）」及び「政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成15年7月1日付け市制定）」により処理するものとする。
- 3 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次の各号のとおりとする。
- (1) 一般競争入札による建設工事の場合
- 一般競争入札の参加申請を行った者のうち、競争入札参加資格の確認の結果、当該競争入札参加資格を認められなかったことに対して不服のある者は、市長に対して無資格理由についての説明を求めることができる。
- (2) 指名競争入札による建設工事の場合
- 当該入札と同一の工事業種に登録のある有資格者のうち、当該指名競争入札に参加できるものとして指名されなかったことに対して不服のある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
- (3) 随意契約による建設工事の場合
- 当該契約と同一の工事業種に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者で、本市の登録のある有資格者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服のある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (4) 総合評価方式による建設工事の場合
- 総合評価方式による入札において、技術資料を提出したもののうち、落札者とならなかったことに対して不服のある者は、市長に対して落札者としなかった理由についての説明を求めることができる。
- (5) 建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置の場合
- 建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置を受けた者のうち、当該措置に対して不服のある者は、市長に対して当該措置の理由についての説明を求めることができる。
- （一次苦情申立て）
- 第6条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第4号）により、市長に対して行うことができる。
- (1) 一般競争入札による建設工事に係る苦情にあつては、入札参加資格を認めない旨の通知を受け取った日の翌日から起算して5日（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）を含まない。）以内。
- (2) 指名競争入札による建設工事に係る苦情にあつては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（市の休日を含まない。）以内。
- (3) 随意契約による建設工事に係る苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（市の休日を含まない。）以内。
- (4) 総合評価方式による建設工事に係る苦情にあつては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して10日（市の休日を含まない。）以内。
- (5) 建設工事等に係る入札参加停止の措置にあつては、当該入札参加停止の期間内。
- (6) 建設工事等に係る警告の措置にあつては、当該措置の日の翌日から起算して10日（市の休日

を含まない。) 以内。

- 2 前項の苦情申立てがあった場合は、市長は苦情申立てをできる最終日の翌日から起算して5日(市の休日を含まない。) 以内に苦情申立回答書(様式第5号。以下「回答書」という。) により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。
- 3 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。なお、市長が却下の決定を行った場合は、次回の委員会に報告することとする。
- 4 一般競争入札、指名競争入札、随意契約及び総合評価方式による建設工事並びに建設工事等に係る入札参加停止又は警告の措置にあっては、掲示すること等により苦情申立てができる旨を教示することとする。

(再苦情申立て)

第7条 前条第2項の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、回答書を受け取った日から7日(市の休日を含まない。) 以内に、市長に対して再苦情申立書(様式第6号) により、再苦情の申立てを行うことができる。

- 2 市長は、再苦情の申立てがあった場合は、速やかに委員会に審議を依頼するものとする。
- 3 委員会は、再苦情の申立てが、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。
 - (1) 申立者が、第1項に定める申立要件に該当する者でないこと。
 - (2) 申立期間が途過していること。
 - (3) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと。
 - (4) 前号に掲げるもののほか、客観的かつ明白に申立ての適格を欠いていること。
- 4 市長は、委員会の却下の決定を受けた場合は、その日から7日以内(市の休日を含まない。) に申立者に再苦情却下通知書(様式第7号) によりその旨を通知しなければならない。

(再苦情処理会議)

第8条 委員会は、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、必要に応じて再苦情処理会議を開催し、申立者及び市長等から書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。

- 2 委員会は、再苦情処理に係る審議を終了したときは、意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日(市の休日を含む。) 以内に市長に報告を行うこととする。

(再苦情審議結果の通知)

第9条 市長は、再苦情申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、前項の報告を受けた日の翌日から起算して7日(市の休日は含まない。) 以内に、その結果を再苦情審議結果通知書(様式第8号) により回答するものとする。

- 2 市長は、再苦情の申立てが認められなかったときは、次に掲げる事項を再苦情申立者に対し、明らかにするものとする。
 - (1) 再苦情の申立てが認められないこと。
 - (2) 再苦情の申立てに根拠が認められないと判断した理由。
- 3 市長は、再苦情の申立てが認められたときは、次に掲げる事項を再苦情申立者に対し、明らかに

するものとする。

(1) 委員会の意見を尊重し、再苦情の申立てを認めたこと。

(2) 市長が講じようとする措置の概要。

4 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げないものとする。

5 第6条第2項の回答書に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

第4章 補 則

(定例会議結果等の公表)

第10条 市長は、次の各号に掲げる事項について速やかに閲覧により公表するものとする。

(1) 定例会議結果 委員会が意見の具申又は勧告を行った場合は、その具申書又は勧告書

(2) 苦情処理結果 苦情申立者に回答を行った場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答書

(3) 再苦情処理結果 再苦情申立ての却下の通知を行った場合は、再苦情申立書と再苦情却下通知書並びに委員会の審議の結果を踏まえた再苦情審議結果通知書の通知を行った場合は、再苦情申立書、再苦情審議結果通知書及び意見書

(4) 議事概要 定例会議及び再苦情処理に係る委員会の議事概要

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日前に入札または随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

入札及び契約方法別発注工事総括表

年 月 日 ～ 年 月 日

入札及び契約方法	件 数	比率	金 額	比率
	件	%	円	%
一般競争入札				
参加拡大				
指名競争入札				
随意契約				
総合評価方式				
合 計				

抽 出 事 案 説 明 書

入札及び契約 方 法	一 般 競 争 入 札		
工 事 名			
工 事 概 要			
入札参加資格			
入札参加資格 設定の理由			
入 札 参 加 申 請 者 数			
入札参加者数		無 資 格 者 数	
入 札 参 加 無 資 格 理 由			
入 札 経 過 及 び 結 果			
備 考			

抽 出 事 案 説 明 書

入札及び契約 方 法	指 名 競 争 入 札
工 事 名	
工 事 概 要	
指 名 業 者 数	
指 名 業 者 設 定 の 理 由	
入 札 経 過 及 び 結 果	
備 考	

抽出事案説明書

入札及び契約 方 法	随 意 契 約
工 事 名	
工 事 概 要	
随 意 契 約 の 理 由	
契 約 業 者 名	
契 約 金 額	
備 考	

抽 出 事 案 説 明 書

入札及び契約 方 法	総 合 評 価 方 式		
工 事 名			
工 事 概 要			
入札参加資格 の 設 定 理 由			
入 札 参 加 申 請 者 数			
入 札 参 加 者 数		無 資 格 者 数	
入 札 参 加 無 資 格 理 由			
評価方法、評価項 目及び評価基準			
契 約 相 手 方			
評 価 値		技術評価点	
		価格評価点	
契 約 金 額			
入 札 経 過 及 び 結 果			
備 考			

入札参加停止運用状況一覧表

年	処 分 日	業 者 名	事 故 内 容	処 分 内 容	

苦 情 申 立 書 年 月 日 (あて先) さいたま市長 申立者 郵便番号 住所 (ふりがな) 商号又は名称 (ふりがな) 代表者 電話番号 FAX番号 (ふりがな) 担当者氏名 次のとおり苦情申立てをします。	
苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
苦 情 の 内 容	
苦情の内容の根拠 となる事項	(できるだけ具体的に記入し、内容がわかる資料等を添付してください)

※ 苦情申立ての受理の公示に係る苦情申立人氏名公表の可否 (可 ・ 否)
 (公示については、匿名とすることができます。) ※必ず苦情申立人に確認

苦 情 申 立 回 答 書

年 月 日

(あて先)
郵便番号
住所
申立者 商号又は名称
代表者氏名

さいたま市長



年 月 日付けにて申し立てられた苦情について、次のとおり回答します。
なお、この回答書による説明に不服のある場合は、この回答書を受け取った日から 7 日以内に、再苦情申立書により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。

苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
苦 情 の 内 容 及 び そ の 根 拠	
回 答 内 容	

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

(あて先) さいたま市長

郵便番号
住所
(ふりがな)
申立者 商号又は名称
(ふりがな)
代表者
電話番号
FAX 番号
(ふりがな)
担当者氏名

次のとおり、再苦情の申立てをします。

苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
苦 情 の 内 容	
苦情の内容の根拠 と な る 事 項	(できるだけ具体的に記入し、内容がわかる資料等を添付してください)

※ 再苦情申立書の受理の公表に係る再苦情申立人氏名公表の可否 (可 ・ 否)
(公表については、匿名とすることができます。) ※必ず苦情申立人に確認

再 苦 情 却 下 通 知 書

年 月 日

(あて先)
郵便番号
住所
申立者 商号又は名称
代表者氏名

さいたま市長 印

年 月 日付けにて申立てのあった再苦情については、下記の理由により却下することに決定いたしましたので通知いたします。
記

苦情申立ての対象となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
却下とした理由	(1) 申立て要件に該当しない。 (2) 申立て期間の徒過 (3) 所定事項の書面申立てがされていない。 (4) その他

再 苦 情 審 議 結 果 通 知 書

年 月 日

(あて先)
郵便番号
住所
申立者 商号又は名称
代表者氏名

さいたま市長 印

年 月 日付けにて申立てのあった再苦情については、さいたま市入札監視・苦情検討委員会の審議の結果を踏まえ、下記のとおり回答します。

記

苦情申立ての対象 となる建設工事名 又は 入札参加停止等措置	
審 議 結 果	(1) 申立ては認められない。 判断理由 (2) 申立てを認める。 今後講じようとする措置の概要

国不入企第18号
令和7年6月9日

各都道府県担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の
改正について（通知）

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠です。

このため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条の規定により、地方公共団体の長は、公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約に関する事項を公表しなければならないこととされています。

ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「入契法施行令」という。）第5条第1項及び第7条第2項の規定により、予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものについては公表が不要とされています。

この250万円という金額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）における随意契約が可能な金額（都道府県及び指定都市）を参考に設定されたものですが、今般、自治令が改正され、令和7年4月から400万円に引き上げられたことを踏まえ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第198号。以下「改正令」という。）により、入契法施行令の一部改正を行い、公表を不要とする金額についても、400万円に引き上げました。（指定都市を除く市区町村においても一律400万円とする。）

改正令については、令和7年5月30日に公布されており、同年7月1日か

ら施行されます。

貴職におかれましては、下記の内容をご了知いただくとともに、引き続き入札及び契約に係る情報の公表を適切に実施いただきますようお願いいたします。また、各都道府県においては、貴都道府県管内の市区町村（指定都市を除く。）に対して、本通知の確実な周知をお願いいたします。

記

- 入契法施行令における公共工事の情報公表を不要とする金額の引き上げについて（第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項及び第7条第2項）

公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約に関する事項の公表を不要とする工事について、予定価格が250万円を超えないものから、予定価格が400万円を超えないものとするものとされた。

以上

令和7年3月25日

さいたま市財政局契約管理部契約課

建設工事の発注標準について

令和7年度の建設工事の発注標準は、次の一般用と優秀施工者用のとおりです。

- 令和6年度から工事費等の高騰を考慮し、2か年に分けて段階的に発注標準金額を引き上げています（建築工事A級及び管工事（口径250mm未満の水道工事）を除く。）。
- 令和7年度優秀施工者用基準については変更ありません。

令和7年度発注標準（下線が改正箇所となります）

<一般用>

等級	下水道工事	土木工事	舗装工事	建築工事	とび・土工、電気、管、造園工事	管工事(口径250mm未満の水道工事)
S	<u>13,000万円以上</u>	<u>10,000万円以上</u>		10,000万円以上		
A	<u>13,000万円未満</u> <u>7,000万円以上</u>	<u>10,000万円未満</u> <u>4,000万円以上</u>	<u>4,000万円以上</u>	<u>10,000万円未満</u> <u>5,500万円以上</u>	<u>3,000万円以上</u>	5,000万円以上
B	<u>7,000万円未満</u> <u>3,500万円以上</u>	<u>4,000万円未満</u> <u>2,000万円以上</u>	<u>4,000万円未満</u> <u>2,000万円以上</u>	<u>5,500万円未満</u> <u>2,000万円以上</u>	<u>3,000万円未満</u> <u>1,500万円以上</u>	5,000万円未満 2,500万円以上
C	<u>3,500万円未満</u>	<u>2,000万円未満</u>	<u>2,000万円未満</u>	<u>2,000万円未満</u>	<u>1,500万円未満</u>	2,500万円未満

<優秀施工者用>

等級	下水道工事	土木工事	舗装工事	建築工事	とび・土工、電気、管、造園工事	管工事(口径250mm未満の水道工事)
S	<u>13,000万円以上</u>	<u>10,000万円以上</u>		10,000万円以上		
A	<u>14,000万円未満</u> <u>7,000万円以上</u>	<u>11,000万円未満</u> <u>4,000万円以上</u>	<u>4,000万円以上</u>	<u>13,000万円未満</u> <u>5,500万円以上</u>	<u>3,000万円以上</u>	5,000万円以上
B	<u>8,000万円未満</u> <u>3,500万円以上</u>	<u>5,000万円未満</u> <u>2,000万円以上</u>	<u>5,000万円未満</u> <u>2,000万円以上</u>	<u>7,000万円未満</u> <u>2,000万円以上</u>	<u>4,000万円未満</u> <u>1,500万円以上</u>	6,000万円未満 2,500万円以上
C	<u>4,000万円未満</u>	<u>2,500万円未満</u>	<u>2,500万円未満</u>	<u>2,500万円未満</u>	<u>2,000万円未満</u>	3,000万円未満

※ 令和7・8年度競争入札参加資格審査の等級区分となります

令和7年度優秀施工者基準（令和6年度と変更なし）

等 級	土木工事		建築工事		管工事		その他の業種		
	平均点	評定件数	平均点	評定件数	平均点	評定件数	平均点	評定件数	
S	77 点以上	2 件以上	77 点以上				76点以上		
A	76 点以上		76 点以上		76 点以上	2 件以上			
B	75 点以上		75 点以上		75 点以上				
C									

- 優秀施工者用の発注標準の適用にならない者は、一般用の発注標準の適用となります。
- その他の業種については、金額や工事の難易度により、総合数値、技術者の人数を考慮し、その都度告示等で定めます。

○ 優秀施工者用の発注標準の適用になる者は、次のいずれかに該当する者とし、毎年更新します。

- (1) 告示日または指名日の属する年度の前年度または前々年度に、該当する業種で「さいたま市優秀建設工事業者表彰」の受賞者となった者。
 - (2) 毎年4月1日を基準として、さいたま市発注工事で、前々年の1月1日から前年の12月31日までの2年間に受けた該当業種の工事完成検査による工事成績評定点合計の平均点及び該当業種の工事完成検査の評定を受けた件数が「令和7年度優秀施工者基準」に該当する者。
- ※ 工事成績評定点及び工事完成検査の評定を受けた件数は市長部局と水道局を合わせて算定とし、共同企業体での実績は除きます。

(参考) 令和6年度発注標準 (下線が改正箇所となります)

<一般用>

等級	下水道工事	土木工事	舗装工事	建築工事	とび・土工、電気、管、造園工事	管工事(口径 250mm 未満の水道工事)
S	<u>11,500 万円以上</u>	<u>9,000 万円以上</u>		10,000 万円以上		
A	<u>11,500 万円未満</u> <u>6,000 万円以上</u>	<u>9,000 万円未満</u> <u>3,500 万円以上</u>	<u>3,500 万円以上</u>	10,000 万円未満 <u>4,750 万円以上</u>	<u>2,500 万円以上</u>	5,000 万円以上
B	<u>6,000 万円未満</u> <u>3,000 万円以上</u>	<u>3,500 万円未満</u> <u>1,750 万円以上</u>	<u>3,500 万円未満</u> <u>1,750 万円以上</u>	<u>4,750 万円未満</u> <u>1,750 万円以上</u>	<u>2,500 万円未満</u> <u>1,250 万円以上</u>	5,000 万円未満 2,500 万円以上
C	<u>3,000 万円未満</u>	<u>1,750 万円未満</u>	<u>1,750 万円未満</u>	<u>1,750 万円未満</u>	<u>1,250 万円未満</u>	2,500 万円未満

<優秀施工者用>

等級	下水道工事	土木工事	舗装工事	建築工事	とび・土工、電気、管、造園工事	管工事(口径 250mm 未満の水道工事)
S	<u>11,500 万円以上</u>	<u>9,000 万円以上</u>		10,000 万円以上		
A	<u>12,500 万円未満</u> <u>6,000 万円以上</u>	<u>10,000 万円未満</u> <u>3,500 万円以上</u>	<u>3,500 万円以上</u>	13,000 万円未満 <u>4,750 万円以上</u>	<u>2,500 万円以上</u>	5,000 万円以上
B	<u>7,000 万円未満</u> <u>3,000 万円以上</u>	<u>4,500 万円未満</u> <u>1,750 万円以上</u>	<u>4,500 万円未満</u> <u>1,750 万円以上</u>	<u>6,250 万円未満</u> <u>1,750 万円以上</u>	<u>3,500 万円未満</u> <u>1,250 万円以上</u>	6,000 万円未満 2,500 万円以上
C	<u>3,500 万円未満</u>	<u>2,250 万円未満</u>	<u>2,250 万円未満</u>	<u>2,250 万円未満</u>	<u>1,750 万円未満</u>	3,000 万円未満

※令和5・6年度競争入札参加資格審査の等級区分となります。

入札及び契約方法別発注工事総括表(市長部局・水道局発注分)

(対象案件)

令和 7 年 1 月 1 日 ～ 令和 7 年 6 月 3 0 日

入札及び契約方法	件 数	比率	金 額	比率
	件	%	円	%
一般競争入札	191	53.06	14,713,631,900	88.31
	(222)	(58.58)	(23,890,192,700)	(93.64)
参加拡大※	3	0.83	19,398,500	0.12
	(0)	(0.00)	(0)	(0.00)
指名競争入札	148	41.11	1,182,778,300	7.10
	(148)	(39.05)	(1,117,206,200)	(4.38)
随意契約	0	0.00	0	0.00
	(0)	(0.00)	(0)	(0.00)
総合評価方式	21	5.83	764,350,400	4.59
	(9)	(2.37)	(504,104,700)	(1.98)
合 計	360	100.00	16,660,760,600	100.00
	(379)	(100.00)	(25,511,503,600)	(100.00)

() 内は前年同時期の数値となります。

※ 参加拡大とは、業者の発掘、育成を目的として試行実施しているものです。
入札参加資格（実績）を緩和し、参加機会を幅広く拡大した一般競争入札です。

様式第 1 号

入札及び契約方法別発注工事総括表(市長部局発注分)

(対象案件)

令和 7 年 1 月 1 日 ～ 令和 7 年 6 月 3 0 日

入札及び契約方法	件 数	比率	金 額	比率
	件	%	円	%
一般競争入札	109	39.64	8,952,354,400	83.31
	(140)	(47.46)	(17,843,502,600)	(91.89)
参加拡大	2	0.73	13,723,600	0.13
	(0)	(0.00)	(0)	(0.00)
指名競争入札	147	53.45	1,146,858,900	10.67
	(147)	(49.83)	(1,110,703,000)	(5.72)
随意契約	0	0.00	0	0.00
	(0)	(0.00)	(0)	(0.00)
総合評価方式	19	6.91	646,611,900	6.02
	(8)	(2.71)	(464,520,100)	(2.39)
合 計	275	100.00	10,745,825,200	100.00
	(295)	(100)	(19,418,725,700)	(100.00)

() 内は前年同時期の数値となります。

様式第 1 号

入札及び契約方法別発注工事総括表(水道局発注分)

(対象案件)

令和 7 年 1 月 1 日 ～ 令和 7 年 6 月 3 0 日

入札及び契約方法	件 数	比率	金 額	比率
	件	%	円	%
一般競争入札	82	96.47	5,761,277,500	97.40
	(82)	(97.62)	(6,046,690,100)	(99.24)
参加拡大	1	1.18	5,674,900	0.10
	(0)	(0.00)	(0)	(0.00)
指名競争入札	1	1.18	35,919,400	0.61
	(1)	(1.19)	(6,503,200)	(0.11)
随意契約	0	0.00	0	0.00
	(0)	(0.00)	(0)	(0.00)
総合評価方式	2	2.35	117,738,500	1.99
	(1)	(1.19)	(39,584,600)	(0.65)
合 計	85	100.00	5,914,935,400	100.00
	(84)	(100.00)	(6,092,777,900)	(100.00)

※ () 内は前年同時期の数値となります。

【報告第 4 号】

入札参加停止等総括表（市長部局・水道局）

令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 6 月 3 0 日		
要綱第 2 条関係		
内 訳	虚偽記載	0
	粗雑工事等	0
	契約違反	0
	公衆損害事故	0
	工事関係者事故	2
	贈賄	0
	独占禁止法違反行為	1
	競売入札妨害又は談合	0
	建設業法違反	3
	不正又は不誠実行為	1
	報告義務違反	0
要綱第 3 条関係		
下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止		0
総 件 数		7
警 告		0
停止期間	1 月	4
	2 月	3
	3 月	0
	4 月	0
	5 月	0
	6 月	0
	7 月	0
	8 月	0
	9 月	0
	1 0 月	0
	1 1 月	0
	1 2 月	0
総 件 数（業者）		7

入札参加停止運用状況一覧表（市長部局・水道局）

令和7年1月1日から令和7年6月30日まで

年	No	処分日	業 者 名	事 故 内 容	処 分 内 容	
令和7年	1	令和7年1月28日	キングランリニューアル株式会社	当該業者は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結したとして、国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けました。	R7.1.29～ R7.2.28	建設業法違反
	2	令和7年1月28日	株式会社アサヒ総業	令和6年1月25日、大谷北部第二土地区画整理組合（上尾市）発注の側溝清掃業務において、受注者である株式会社アサヒ総業の下請業者である有限会社協栄管整の作業員が道路集水樹の清掃作業中に腹這いの姿勢で作業していたところ、当該作業員が別の作業員の運転する車に轢かれて死亡したことにより、令和6年11月19日付で当該運転手が過失運転致死罪により罰金刑の略式命令を受けました。	R7.1.29～ R7.2.28	工事関係者事故
	3	令和7年1月28日	有限会社協栄管整	令和6年1月25日、大谷北部第二土地区画整理組合（上尾市）発注の側溝清掃業務において、受注者である株式会社アサヒ総業の下請業者である有限会社協栄管整の作業員が道路集水樹の清掃作業中に腹這いの姿勢で作業していたところ、当該作業員が別の作業員の運転する車に轢かれて死亡したことにより、令和6年11月19日付で当該運転手が過失運転致死罪により罰金刑の略式命令を受けました。	R7.1.29～ R7.2.28	工事関係者事故
	4	令和7年3月7日	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	当該業者は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、実務経験を充足しない者を工事現場に主任技術者として配置していました。このことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、国土交通省近畿地方整備局から同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けました。	R7.3.10～ R7.5.9	建設業法違反
	5	令和7年3月7日	パナソニック産機システムズ株式会社	当該業者は、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していました。このことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、国土交通省関東地方整備局から同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けました。	R7.3.10～ R7.5.9	建設業法違反
	6	令和7年4月14日	新明和工業株式会社	機械式駐車装置の設置工事を巡り談合を繰り返したとして、独占禁止法第3条の規定に基づき、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、課徴金減免制度適用事業者であることも公表されました。	R7.4.15～ R7.6.14	独占禁止法違反 行為
	7	令和7年5月30日	丸和工業株式会社	当該業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させました。 この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和6年11月12日、古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けました。	R7.6.2～ R7.7.1	不正又は不誠実 行為（法令等違反）

【議案第 1 号 その 1】

様式第 2 号－ 1

抽 出 事 案 説 明 書

入札及び契約 方 法	一 般 競 争 入 札
工 事 名	旧中央区役所保健センター解体工事
工 事 概 要	工事場所：さいたま市中央区本町東 4 丁目 5 2 2 番 1 工 期：令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 5 月 2 7 日まで 工事担当課：建設局建築部公共建築課 予算担当課：保健衛生局保健部保健衛生総務課 概 要：延べ面積 3718.87 m² R C 造 地上 3 階地下 1 階建て 付 属建物（車庫、自転車置場、倉庫、ゴミ置場） 【設計金額】 4 2 9 , 7 7 0 , 0 0 0 円（税込）
入 札 参 加 資 格	1 名簿登載業種等 代 表 構 成 員：解体工事業 資格審査数値（経営規模等評価結果 通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算 したもの） 9 0 0 点以上 その他の構成員：解体工事業 資格審査数値（経営規模等評価結果 通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算 したもの） 8 2 0 点以上 2 所在地区分 さいたま市内に、本店を有していること。 3 施工実績等 代 表 構 成 員：次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成 2 7 年度以降、1 件の契約金額が 1 億円以上の建築物の解体工事を元請として完成させた実績がある こと（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が 2 0 %以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の解体工事について、本公告日以前 3 箇月において、 通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評 定点合計」が 6 5 点を下回っていないこと。 その他の構成員：本市発注の解体工事について、本公告日以前 3 箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結 果通知書」の「評定点合計」が 6 5 点を下回っていないこと。
入 札 参 加 資 格 設 定 の 理 由	過去の同種、同規模工事における入札参加状況を考慮し、市内業者 育成の観点から、市内に本店を有していることとした。
入 札 参 加 申 請 者 数	7 者

【議案第 1 号 その 1】

入札参加者数	7 者	無資格者数	—
入札参加 無資格理由	—		
入札経過 及び結果	令和 7 年 4 月 22 日 選定委員会 令和 7 年 4 月 28 日 公告 設計図書貸出・質問受付開始 令和 7 年 5 月 15 日 質問受付終了 令和 7 年 5 月 16 日 参加申請受付開始 令和 7 年 5 月 20 日 参加申請受付締切 令和 7 年 5 月 20 日 質問に対する回答 令和 7 年 5 月 21 日 入札開始 令和 7 年 5 月 22 日 入札締切 令和 7 年 5 月 23 日 開札 令和 7 年 6 月 4 日 落札者決定 令和 7 年 6 月 11 日 契約 【落札業者】 佐伯・田中特定共同企業体 （埼玉県さいたま市北区日進町 1－319） 【契約金額】 390,159,000 円（税込）落札率 90.78% 【予定価格】 429,770,000 円（税込） 【調査基準価格】 398,604,800 円（税込） 【総額失格基準】 354,630,000 円（税抜）		
備 考			

【議案第 1 号 その 2】

様式第 2 号－ 1

抽 出 事 案 説 明 書

入札及び契約 方 法	一 般 競 争 入 札		
工 事 名	さいたま市立上大久保中学校便所改修工事		
工 事 概 要	工事場所：さいたま市桜区大字上大久保 8 6 1 番地 1 工 期：令和 7 年 7 月 1 4 日から令和 7 年 1 2 月 5 日まで 工事担当課：建設局建築部教育施設建築課 予算担当課：教育委員会事務局管理部学校施設管理課 概 要：(上大久保中学校) 2 棟 1 から 5 階 男女便所改修工事 1 階、4 階 みんなのトイレ改修工事 【設計金額】 1 2 6 , 9 4 0 , 0 0 0 円 (税込)		
入札参加資格	1 名簿登載業種等 建築工事業 S 級又は A 級。ただし、A 級については、当該業種で令和 5 年度又は令和 6 年度における「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受賞していること又は令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までに工事完成検査を受けた当該業種の工事成績優秀業者に該当していること。 2 所在地区分 さいたま市内に、本店を有していること。 3 施工実績等 本市発注の建築工事について、本公告日以前 3 箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が 6 5 点を下回っていないこと。		
入札参加資格 設定の理由	過去の同種、同規模工事における入札参加状況を考慮し、市内業者育成の観点から、市内に本店を有していることとした。		
入 札 参 加 申 請 者 数	4 者		
入札参加者数	3 者	無 資 格 者 数	－
入 札 参 加 無 資 格 理 由	－		

【議案第 1 号 その 2】

入札経過 及び結果	令和 7 年 5 月 2 0 日 選定委員会 令和 7 年 5 月 2 6 日 公告 設計図書貸出・質問受付開始 令和 7 年 6 月 9 日 質問受付終了 令和 7 年 6 月 1 0 日 参加申請受付開始 令和 7 年 6 月 1 2 日 参加申請受付締切 令和 7 年 6 月 1 2 日 質問に対する回答 令和 7 年 6 月 1 3 日 入札開始 令和 7 年 6 月 1 6 日 入札締切 令和 7 年 6 月 1 7 日 開札 令和 7 年 6 月 2 0 日 落札者決定 令和 7 年 6 月 2 7 日 契約 【落札業者】 妙高建設株式会社 （埼玉県さいたま市浦和区本太 3－1 3－1 5） 【契約金額】 117,535,000 円（税込）落札率 92.59% 【予定価格】 126,940,000 円（税込） 【最低制限価格】 117,515,200 円（税込）
備 考	

【議案第 1 号 その 3】

様式第 2 号－ 1

抽 出 事 案 説 明 書

入 札 及 び 契 約 方 法	一 般 競 争 入 札
工 事 名	老第 3 8 0 8 号布設替工事
工 事 概 要	工事場所 : さいたま市浦和区本太 3－3 4－9～3－3 6－6－1 工期 : 令和 7 年 6 月 1 0 日から令和 8 年 1 月 1 6 日まで 工事担当課 : 水道局給水部南部水道建設課 予算担当課 : 水道局給水部水道計画課 概要 : 布設工事 φ 100 mm DIP (GX-1E) 327m 仕切弁 4 台 排水弁 1 台 φ 75 mm DIP (GX-1E) 3m 給水管取付替 51 件 対象戸数 67 戸 消火栓工事 φ 100 mm×φ 75 mm 仮給水工事 φ 75 mm L=369m 昼間工事 【設計金額】 95,282,000 円 (税込)
入 札 参 加 資 格	1 管工事業 A 級 2 本公告日において、令和 7・8 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 3 土木工事業の許可 4 さいたま市内に、本店を有していること。 5 本公告日において、平成 2 7 年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が 5 件以上あることとし、(配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。) その申請書の写しを提出すること。 6 本市発注の管工事について、本公告日以前 3 箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が 6 5 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。

【議案第 1 号 その 3】

入 札 参 加 資 格 設 定 の 理 由	市内業者育成の観点から、本市内に本店を有していることとした。		
入 札 参 加 申 請 者 数	28 者		
入 札 参 加 者 数	28 者	無 資 格 者 数	0 者
入 札 参 加 無 資 格 理 由	—		
入 札 経 過 及 び 結 果	令和 7 年 5 月 7 日 契約審査委員会 令和 7 年 5 月 12 日 公告 設計図書電子配布・質問受付開始 令和 7 年 5 月 19 日 質問受付終了 令和 7 年 5 月 22 日 質問に対する回答 令和 7 年 5 月 26 日 電子入札システム上にて入札開始 令和 7 年 5 月 29 日 入札締切 令和 7 年 5 月 30 日 開札（落札候補者決定） 令和 7 年 6 月 2 日 一般競争入札参加資格等確認申請書提出締切 令和 7 年 6 月 4 日 落札者決定 令和 7 年 6 月 10 日 契約 【落札業者】 株式会社フェルゼ伸興 （南区白幡 4－9－5） 【契約金額】 86,307,100 円（税込） 落札率 90.58% 【予定価格】 95,282,000 円（税込） 【最低制限価格】 86,307,100 円（税込）		
備 考	—		

【議案第 1 号 その 4】

様式第 2 号－ 1

抽 出 事 案 説 明 書

入 札 及 び 契 約 方 法	一 般 競 争 入 札
工 事 名	拡第 5 2 7 6 号配水支管布設工事
工 事 概 要	工事場所 : さいたま市中央区本町東 3－1 4－1 9～3－1 4－2 0 工期 : 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 4 日まで 工事担当課 : 水道局給水部南部水道建設課 予算担当課 : 水道局給水部水道計画課 概要 : 布設工事 φ 75 mm DIP (GX-1E) 57m 仕切弁 1 台 排水栓 1 基 給水管取付替 8 件 対象戸数 8 戸 昼間工事 【設計金額】 12,606,000 円 (税込)
入 札 参 加 資 格	1 土木工事業 C 級 2 本公告日において、令和 5・6 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 3 さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区又は緑区に本店を有していること。 4 本公告日において、<u>さいたま市水道局が発注した土木工事業において、上水道管布設工事を元請として完成させた実績が 1 件以上あること。</u>（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が 20% 以上のものに限る。）。 5 本市発注の土木工事について、本公告日以前 3 箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が 65 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
入 札 参 加 資 格 設 定 の 理 由	市内業者育成の観点から、本市内に本店を有していることとした。 また、市内業者の発掘、育成を図るため、施工実績の要件を緩和した。
入 札 参 加 申 請 者 数	13 者

【議案第 1 号 その 4】

入 札 参 加 者 数	1 2 者	無 資 格 者 数	0 者
入 札 参 加 無 資 格 理 由	—		
入 札 経 過 及 び 結 果	令和 7 年 2 月 5 日 契約審査委員会 令和 7 年 2 月 1 0 日 公告 設計図書電子配布・質問受付開始 令和 7 年 2 月 1 4 日 質問受付終了 令和 7 年 2 月 1 8 日 質問に対する回答 令和 7 年 2 月 1 9 日 電子入札システム上にて入札開始 令和 7 年 2 月 2 0 日 入札締切 令和 7 年 2 月 2 1 日 開札（落札候補者決定） 令和 7 年 2 月 2 5 日 一般競争入札参加資格等確認申請書提出締切 令和 7 年 2 月 2 7 日 落札者決定 令和 7 年 3 月 5 日 契約 令和 7 年 3 月 2 6 日 変更契約 令和 7 年 7 月 2 日 変更契約 【落札業者】 株式会社一成 （南区南浦和 1 － 2 7 － 1 0 － 2） 【契約金額】 11, 293, 700 円（税込） 落札率 89. 59% 【予定価格】 12, 606, 000 円（税込） 【最低制限価格】 11, 293, 700 円（税込） 【変更後契約金額】 10, 813, 000 円（税込）		
備 考	—		

【議案第 1 号 その 5】

様式第 2 号－ 1

抽 出 事 案 説 明 書

入 札 及 び 契 約 方 法	一 般 競 争 入 札		
工 事 名	拡第 5 2 7 1 号配水支管布設工事		
工 事 概 要	工事場所 : さいたま市大宮区天沼町 1－5 6 1～1－5 6 1－7 工期 : 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 1 8 日まで 工事担当課 : 水道局給水部北部水道建設課 予算担当課 : 水道局給水部水道計画課 概要 : 布設工事 φ 75 mm DIP (GX-1E) 10m 仕切弁 1 台 φ 50 mm SSP 13m 排水栓 1 基 給水管取付替 4 件 対象戸数 7 戸 昼間工事 【設計金額】 6, 347, 000 円 (税込)		
入 札 参 加 資 格	1 土木工事業 C 級 2 本公告日において、令和 5・6 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 3 さいたま市内に、本店を有していること。 4 <u>本公告日において、平成 2 6 年度以降、さいたま市水道局が発注した上水道管布設工事を元請として完成させた実績がないこと。</u> 5 本市発注の土木工事について、本公告日以前 3 箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が 6 5 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。		
入 札 参 加 資 格 設 定 の 理 由	市内業者育成の観点から、本市内に本店を有していることとした。 また、市内業者の発掘、育成を図るため、施工実績の要件を緩和した。		
入 札 参 加 申 請 者 数	1 3 者		
入 札 参 加 者 数	9 者	無 資 格 者 数	0 者

【議案第 1 号 その 5】

入札参加 無資格理由	—
入札経過 及 び 結 果	令和 7 年 2 月 5 日 契約審査委員会 令和 7 年 2 月 1 0 日 公告 設計図書電子配布・質問受付開始 令和 7 年 2 月 1 4 日 質問受付終了 令和 7 年 2 月 1 8 日 質問に対する回答 令和 7 年 2 月 1 9 日 電子入札システム上にて入札開始 令和 7 年 2 月 2 0 日 入札締切 令和 7 年 2 月 2 1 日 開札（落札候補者決定） 令和 7 年 2 月 2 5 日 一般競争入札参加資格等確認申請書提出締切 令和 7 年 2 月 2 7 日 落札者決定 令和 7 年 3 月 5 日 契約 令和 7 年 4 月 2 5 日 変更契約 令和 7 年 6 月 1 8 日 変更契約 【落札業者】 有限会社修幸建設 （緑区松木 1 － 4 － 7 ） 【契約金額】 5,674,900 円（税込） 落札率 89.41% 【予定価格】 6,347,000 円（税込） 【最低制限価格】 5,674,900 円（税込） 【変更後契約金額】 5,753,000 円（税込） 【変更後工期】 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 8 月 2 9 日まで
備 考	—

【議案第2号】

様式第2号－4

抽出事案説明書

入札及び契約方	総合評価方式		
工 事 名	鴨川第27処理分区外下水道工事（南再－R7－3001）（ゼロ債）		
工 事 概 要	工事場所：さいたま市中央区上落合3丁目地内外 工 期：令和7年3月28日から令和7年10月22日まで 工事担当課：建設局南部建設事務所下水道再整備課 予算担当課：建設局南部建設事務所下水道再整備課 概 要：改築工 管きょ更生工（φ200～φ500）806.3m 耐震継手設置工（φ250～φ500）25箇所 付帯工一式 【設計金額】 111,716,000円（税込）		
入札参加資格の設定期理	確実な施工を確保するため、過去の同種、同規模工事の施工実績を設定した。		
入札参加申請者数	9者		
入札参加者数	7者	無資格者数	－
入札参加無資格理由	－		
評価方法、評価項目及び評価基準	除算方式による特別簡易型総合評価方式		
契約相手方	大和建設株式会社 （埼玉県さいたま市緑区宮本2－5－5－201）		
評 価 値	125.8796	技術評価点	113.6
		価格評価点	－
契 約 金 額	99,269,500円（税込）		
入札経過及び結果	令和7年 2月 3日 選定委員会 令和7年 2月10日 公告 設計図書貸出・質問受付開始		

【議案第 2 号】

	令和 7 年 2 月 2 6 日 質問受付終了 令和 7 年 2 月 2 7 日 参加申請受付開始 令和 7 年 3 月 3 日 参加申請受付締切 令和 7 年 3 月 3 日 質問に対する回答 令和 7 年 3 月 4 日 入札開始 令和 7 年 3 月 5 日 入札締切 令和 7 年 3 月 6 日 開札 令和 7 年 3 月 2 1 日 落札者決定 令和 7 年 3 月 2 8 日 契約 【落札業者】 大和建設株式会社 （埼玉県さいたま市緑区宮本 2 - 5 - 5 - 2 0 1） 【契約金額】 99,269,500 円（税込）落札率 88.86% 【予定価格】 111,716,000 円（税込） 【調査基準価格】 101,002,000 円（税込） 【総額失格基準】 90,235,000 円（税抜）
備 考	